

意見書第5号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

新型コロナウイルス感染症対策として、全国の小中学校で一斉休業が行われ、4月以降も、再開、休業延長、再休業など、学校現場では、児童生徒の学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けている。

日頃より、学校現場では、新学習指導要領への対応だけではなく、貧困・いじめ・不登校など、解決すべき課題が山積しており、教職員が教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況であることから、児童生徒の豊かな学びや教職員の働き方改革を実現するためには、教職員の加配措置ではなく、抜本的な定数改善計画に基づく、定数改善が不可欠である。

義務教育費国庫負担制度における国庫負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられた後も、独自の財源により人的措置等を行う自治体があるなど、自治体間で教育格差が生じることは問題であることから、国の施策として、定数改善に向けた財源保障を行い、児童生徒が全国どこに住んでいても、同じ水準の学びが保障される環境を整備することが求められる。

よって、国においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるため、下記事項について実現されるよう強く要望する。

記

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月25日

延岡市議会

内閣総理大臣	文部科学大臣
総務大臣	衆議院議長
財務大臣	参議院議長